千葉県教育委員会 委員長 天笠 茂 様

> 千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について(答申)

平成13年1月15日付け教企第292号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成12年12月1日付けで異議申立人から提起された、平成12年10月 11日付け教企第176号で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対す る決定について 答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)は、別表公開しない部分に記載された内容の一覧(以下「別表」という。)の文書番号29について、全部を開示する旨の決定をすべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成12年10月11日付け教企第176号で行った公文書非公開決定(以下「本件決定」という。)を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件決定に係る理由付記については、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「新条例」という。)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる新条例附則第2項の規定による廃止前の千葉県公文書公開条例(昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。)第11条第2号該当に限らず瑕疵がある。特に同号については、本件公文書のどの部分がどのような根拠により同号に該当するのかを知り得ない。
- (2) 著しい支障が明白、具体的に存在することを客観的に示すものを何ら 提示しておらず、旧条例第11条第7号に該当する理由がない。
- (3) 本件請求の対象となる行政文書(以下「本件対象文書」という。)である学校調査について(回答)145校分に係る学校調査については、旧条例第11条第8号に列記した事務事業とはその性格を異にしており、同号の対象たりえず、同号に該当する理由はない。
- (4) 「事務事業に対する著しい支障」の原因は、「憶測が広まる」といった 社会的反響を恐れるところにある。そのような反響の生じること自体を 弊害視したり、このような反響が生じることを避けるために公文書を隠 ペいすることは、許されない。
- (5) 本件決定に係る理由付記について「理由書の提出について」(平成13年8月21日付け教企第187号。以下「理由書」という。)では、このことにまったく触れていない。
- (6) 理由書は、すべて「はじめに非公開ありき」というべき態度で「ためにする議論」を展開しており、条例を真面目に適用しようとしていない。
- (7) 理由付記の瑕疵によって、旧条例第11条第2号該当性については不知と言わざるをえない。なお、理由書を見ると、実施機関が同号に該当

するとして非公開を予定している情報の多くが、「個人情報である」かつ 「特定個人を識別できる」という同号の2要件を満たしていない違法な ものである可能性が強い。

- (8) 理由書における旧条例第11条第8号該当性について、正確な記録、 公正に客観的にとらえた上での意見等が公開された場合、いかなる誤解 や混乱が生じるのか。同号該当性の説明では、「未成熟な情報」と言い、 8号該当性の説明では正確・公正・客観的などという言葉を使う。まさ に、ペテン師のやり方である。
- (9) 本件対象文書に係る県立学校再編計画策定懇談会は、公開で行われ、 資料等も傍聴人に配布されている。ところが、「再編計画を策定する上で の基礎資料」は、非公開であるという。これは、明らかな矛盾である。
- (10) なお、旧条例第11条第7号該当性に係って、例えば平成4年12月 21日大和市公文書公開審査会答申を参照されたい。
- (11) 旧条例第11条第8号前段の例示は、「事務事業」を限定するものと解するのが当然であって、同号における「事務事業」を実施機関の行うすべての事務事業と解することはとうていできない。
- (12) なお、平成2年3月14日福岡地方裁判所判決や既出大和市公文書公開審査会答申等を参照されたい。
- (13) いわゆる「おそれ論」については、すでに結論が出ており、例えば、 平成6年2月8日最高裁第3小法廷判決のとおりである。ところが実施 機関は、「恐れを否定できない」というだけで非公開としている。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成12年9月22日付けで、同日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「2000年度教企第142号によって各県立学校より収受した学校調査の公開を求める。請求日までに収受したもので、添付資料等があれば、それを含む。」とする開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件対象文書を「学校調査について(回答)」145校分と特定し、旧条例第11条第2号本文、第7号及び第8号に該当するとして本件決定を行った。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、平成12年8月18日付け教企第142号で千葉県教育委員会教育長が依頼し、各県立高等学校が作成したものであり、主に学校調査票から構成されている。

記載されている情報は、校歴、学校環境について、生徒募集等について、

生徒について、教育活動について、学校外との関わり、その他学校の状況 等である。

4 旧条例第11条第2号本文該当性について

「学校調査について(回答)」に記載された情報のうち旧条例第11条第2号本文を該当させて非公開とした情報は、特定の個人の氏名及び住所並びに当該特定の個人と県との契約に関わる情報であり、いずれも個人に関する情報である。

このうち、氏名及び住所は、特定の個人が明らかに識別される情報である。

また、当該特定の個人と県との契約に関わる情報については、県と財産権に関わる契約を結ぶ個人は少数に限定されること、当該情報が収入、資産等の当該特定の個人の財産状況に関するものであり、一般的に、当該特定の個人が最も公にされることを望まない情報の一つであること等、個人のプライバシーを最大限に保護するために定められた同号本文の趣旨から総合的に斟酌し、特定個人が識別され得る情報と考えるべきものである。

5 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

旧条例第11条第2号イに該当するかであるが、本件個人情報について 何人でも閲覧することができると規定している法令等はない。

同号ロに該当するかどうかであるが、本件個人情報は公表を目的としているものではない。

同号ハに該当するかどうかであるが、本件個人情報については、これに 該当するものとは認められない。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会(以下「審査会」という。)は、異議申立人の主張 及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のと おり判断する。

1 本件請求、本件決定及び本件異議申立ての対象について

本件請求及び本件決定の経緯は、実施機関の説明要旨1及び2のとおりであるが、実施機関は、本件請求について、本件決定を取り消し、別表を旧条例第11条第2号本文に該当するとして公文書部分公開決定を行った。本件異議申立ては、本件決定を取り消すとの決定を求めるというもので

本件 英議中立 (は、本件決定を取り得りとの決定を求めるといりもの (あるが、その趣旨は、本件対象文書の全部の開示を求めるものと解される。

したがって、審査会においては、当該公文書部分公開決定を取り消すと の決定を求めるものとして、その妥当性を判断する。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関の説明要旨3のとおりである。

- 3 旧条例第11条第2号該当性について
- (1) 本件非公開部分1について

別表の文書番号1から4まで、6、11、12、14、15、18、20から24まで、27、28の部分(以下「本件非公開部分1」という。)には、高等学校の敷地の貸主である個人の住所、氏名、賃借料の有無及び金額が記載されている。

そうすると、本件非公開部分1に記載されている情報(以下「本件情報1」という。)は、個人の財産状況を含む、個人に関する情報であって、個人の住所、氏名等により、特定個人が識別され、又は識別され得るものである。

また、当該貸主である個人は、高等学校という特定の相手方と敷地の 貸借について1回的な契約を締結したにすぎず(なお、賃貸借関係が継 続的法律関係であるということは、事業ということと無関係である。)、 敷地の貸借を反復的、継続的に営む者ではないから、本件情報1は、旧 条例第11条第2号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する 情報に該当しない。

そして、本件情報1が旧条例第11条第2号イ及びハに規定する情報に該当しないことは明らかであり、その内容が不特定の者に知られ得る状態にあるものということもできないから、同号ロに規定する情報に該当しない。

(2) 本件非公開部分2について

別表の文書番号5、7から9まで、16、17、19、29、30の部分(別表の文書番号9の部分については、平成11年10月2日に行われた講演の講師の氏名が記載されている部分に限る。以下「本件非公開部分2」という。)のうち別表の文書番号29の部分以外の部分には、学校内やPTAの会合で、生徒、教員及び保護者を対象として実施された講演の講師名及び職名等が記載され、本件非公開部分2のうち別表の文書番号29の部分には、平成12年度に学校内での開催が予定されていた地域住民が参加する集会における講演の講師名が記載されており、同集会について、別表の文書番号29の文書には、「多くの方の参加についてのPR方法を検討中」と記載されている。

したがって、本件非公開部分2に記載されている情報(以下「本件情報2」という。)は、当該講師個人の社会活動に関する情報であり、当該講演の性質等に照らせば、当該講演の講師はその所属する大学等のためにその職務として講演を行ったものではないから、当該情報は、当該講師が公務員であっても、その職務の遂行に関する情報に当たらないし、また、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又は法人等に属する者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報には当たらない。また、当該講

師は、ある特定の学校や団体等から依頼を受けて講演を行ったにすぎず、 特定の目的をもって、反復的、継続的に講演を営む者ということもでき ないから、本件情報2は、旧条例第11条第2号本文に規定する事業を 営む個人の当該事業に関する情報に該当しない。

そして、本件情報 2 は、講師の氏名を含んでおり、特定個人が識別され、又は識別され得るものである。

また、本件非公開部分2のうち別表の文書番号29の部分以外の部分に記載されている情報が旧条例第11条第2号イ及びハに規定する情報に該当しないことは明らかであり、上記のとおり、これらの講演の対象は生徒、教員及び保護者に限られ、その内容が不特定の者に知られ得る状態にあるものということもできないから、同号ロに規定する情報に該当しない。

しかしながら、本件非公開部分2のうち別表の文書番号29の部分に記載されている情報は、上記のとおり地域住民が参加する予定の集会における講演の講師名が記載されているものであり、また、その集会は多くの地域住民の参加についてのPR方法が検討され、不特定多数の者が参加することが予定されていたものであるから、当該情報は、その内容が不特定多数の者に知られ得る状態にあるものといわざるを得ず、旧条例第11条第2号ロに規定する情報に該当すると解するのが相当である。

(3) 本件非公開部分3について

別表の文書番号9及び10の部分(別表の文書番号9の部分のうち、 平成11年10月2日に行われた講演の講師の氏名が記載されている部分を除く。以下「本件非公開部分3」という。)には、PTA活動の状況として、次に掲げる会合への各出席者(PTAの会長及び副会長を含む。)の氏名及び職名が記載されている。

- ア 平成11年6月1日に開催された千葉県高等学校PTA連合会11 年度総会
- イ 同年7月3日に開催された第1回6校PTA連絡協議会
- ウ 同月6日から8日まで開催された関東地区高等学校PTA連合大会 (連絡協議会)
- エ 同年8月25日から27日まで開催された第49回全国高等学校P TA連合会研究大会
- オ 同年10月16日に開催された千葉県高等学校PTA連合会船橋地 区研究集会
- カ 同年11月22日に開催された千葉県高等学校PTA連合会研究集 会

本件非公開部分3に記載されている情報(以下「本件情報3」という。) に含まれるPTA活動への出席に関する情報は、個人の社会的活動に関 する情報ということができ、また、本件情報3は、PTAの会長及び副会長の活動が含まれているが、出席した当該会合の性質等に照らせば、これらの者の行為はPTAという団体の代表者又はこれに準ずる地位にある者のPTAという団体の行為そのものと評価される行為ではない。さらに、本件情報3は、PTAという団体に属する者が権限に基づいて当該PTAのために行う契約の締結等に関する情報を含むものではない。そして、本件情報3は、出席者の氏名を含んでおり、特定個人が識別され、又は識別され得るものである。

また、本件情報3が旧条例第11条第2号イ及びハに規定する情報に該当しないことは明らかであり、その内容が不特定の者に知られ得る状態にあるものということもできないから、同号ロに規定する情報に該当しない。

(4) 本件非公開部分4について

別表の文書番号13の部分(以下「本件非公開部分4」という。)には、 在学生徒1名の在学学年、障害類型及び疾患名が記載されている。

本件非公開部分4に記載されている情報(以下「本件情報4」という。) は、住所、氏名等が記載されておらず、当該情報のみによって特定個人 を識別することはできないが、本件情報4が本件対象文書のうち千葉県 立野田高等学校の定時制の課程に記載されているという他の情報と結び つけることにより、特定個人が識別され、又は識別され得るものである。

そして、本件情報4が旧条例第11条第2号イ及びハに規定する情報に該当しないことは明らかであり、その内容が不特定の者に知られ得る状態にあるものということもできないから、同号ロに規定する情報に該当しない。

(5) 本件非公開部分5について

別表の文書番号25の部分(以下「本件非公開部分5」という。)には、 個人の肖像が記載されている。

本件非公開部分5に記載されている情報は、個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るものである。

(6) 本件非公開部分6について

別表の文書番号26の部分(以下「本件非公開部分6」という。)には、 教諭の氏名及び休暇の状況が記載されている。本件非公開部分6に記載 されている情報(以下「本件情報5」という。)のうち教諭の氏名は、個 人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るもの である。

本件情報5のうち教諭の休暇の状況は、職員の健康等職員の個人の生活に係る個人に関する情報であって、当該情報のみによって特定個人を 識別することはできないが、当該情報が本件対象文書のうち千葉県立大 原高等学校に記載されているという他の情報と結びつけることにより、 特定個人が識別され、又は識別され得るものである。

そして、本件情報5が旧条例第11条第2号イ及びハに規定する情報に該当しないことは明らかであり、その内容が不特定の者に知られ得る状態にあるものということもできないから、同号ロに規定する情報に該当しない。

また、本件情報 5 は、当該職員の分掌事務として配分された事務を遂行する行為について、公文書に記録されたものではなく、新条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる千葉県情報公開条例の一部を改正する条例(平成 16年千葉県条例第64号)附則第3項の規定による廃止前の千葉県公文書公開条例第11条第2号又は第3号に該当する情報について公開の特例を定める条例(平成 9年千葉県条例第31号)及び新条例附則第9条の規定による改正前の千葉県情報公開条例の一部を改正する条例附則第3項の規定による廃止前の千葉県公文書公開条例第11条第2号又は第3号に該当する情報について公開の特例を定める条例第2条第1号に該当しない。なお、同条第2号に該当しないことは明らかである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼ すものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関は、別表の文書番号29について、全部を開示する旨の決定をすべきである。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成13年 1月24日	諮問書の受理
平成13年 8月21日	実施機関の理由説明書の受理
平成13年10月 3日	異議申立人の意見書の受理
平成20年12月19日	審議
	実施機関から不開示理由の聴取
平成21年 1月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏名	職業等	備考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木村 琢麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐野 善房	弁護士	
福武 公子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順:平成21年1月27日現在)

別表 公開しない部分に記載された内容の一覧

文書	公文書の件名	公開しない部分に記載された内容
番号		
1	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答) (千葉県立千葉高等	地」における当該学校の図書館等敷地の貸主
	学校の全日制の課程)	である個人(不動産賃貸業でない個人。以下
		同じ。)の住所、氏名及び賃借料の金額並びに
		当該学校の学校敷地の貸主である個人の住
		所、氏名及び賃借料の金額
2	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答) (千葉県立千葉高等	地」における当該学校の図書館等の敷地の貸
	学校の定時制の課程)	主である個人の住所、氏名及び賃借料の金額
		並びに当該学校の学校敷地の貸主である個人
		の住所、氏名及び賃借料の金額
3	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答) (千葉県立千葉工業	地」における当該学校の学校敷地の貸主であ
	高等学校の全日制の課	る個人の氏名及び賃借料の金額
	程)	
4	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答) (千葉県立千葉工業	地」における当該学校の学校敷地の貸主であ
	高等学校の定時制の課	る個人の氏名及び賃借料の金額
	程)	
5	学校調査について(回	22頁の「5 研究指定の実績」における当
	答) (千葉県立千葉南高	該学校が平成9年度に県から研究指定校に指
	等学校)	定された際に「銀河の誕生と進化」及び「動
		物バイオテクノロジーの現在と未来」という
		テーマで開催した特別講演の各講師の氏名
6	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答) (千葉県立若松高等	地」における当該学校のハンドボールコート
	学校)	の敷地の貸主である個人の氏名及び賃借料の
		有無が記載されている。
7	学校調査について(回	22頁の「5 研究指定の実績」における当
	答) (千葉県立泉高等学	該学校が平成8年度に県から研究指定校に指
	校)	定された際に「よろこびを力に」というテー
		マで開催した講演会の講師の氏名
8	学校調査について(回	23頁の「VI 学校との関わり」のうち「1
	答)(千葉県立千葉西高	保護者との関わり(平成11年度)」、「(3)
	等学校)	PTA活動の状況」における当該学校のP

		TAが平成12年度に「青少年の抱える問題
		とその対応」をテーマで開催した講演会の講
		師の氏名
9	学校調査について(回	
9	答) (千葉県立津田沼高	23頁の「VI 子仪が2の角わり」のプラーI
	等学校) 等学校)	 保護者との関わり(平成11年度)」、「(3)
	· 子代)	PTA活動の状況」における当該学校の平
		成11年度のPTAの役員(副会長、会計、
		副委員長及び理事を除く。)の職及び氏名、
		一部安貞及の母事を除く。)の職及の以右、 平成11年度のPTAの副会長、会計、副委
		一次11 千度の11 Aの副会及、会司、副会 員長及び理事の氏名並びにPTAが校内研修
		として「操体法における歪みの診断表」をテ
		ーマで開催した講演会の講師の氏名
1 0	学校調査について(回	23頁の「VI 学校外との関わり」のうち「1
	答)(千葉県立実籾高等	
	学校)	 保護者との関わり(平成11年度)」、「(3)
		PTA活動の状況」における当該学校の平
		成11年度の保護者会の役員(副会長、会計
		監査、会計、3学年の役員、生活委員会の役
		員、1学年の役員、2学年の役員及び補導委
		員を除く。) の職及び氏名並びに平成11年
		度の保護者会の副会長、会計監査、会計、3
		学年の役員、生活委員会の役員、1学年の役
		員、2学年の役員及び補導委員の氏名
1 1	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答) (千葉県立市川工業	地」における昭和23年4月に市川市立工業
	高等学校)	学校から当該学校へと県立に移管する際に、
		市川市が用地を買収できなかった敷地の部分
		の所有者である個人(不動産賃貸業でない個
		人)の氏名及びその所有者に対する市川市の
		賃借料の有無
1 2	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答) (千葉県立葛南工業	地」における昭和23年4月に市川市立工業
	高等学校)	学校から当該学校へと県立に移管する際に、
		市川市が用地を買収できなかった敷地の部分
		の所有者である個人(不動産賃貸業でない個
		人)の氏名及びその所有者に対する市川市の
		賃借料の有無

1 3	学校調査について(回	23頁の「WI その他学校の状況等」のうち
	答)(千葉県立野田高等	Г1
	学校の定時制の課程)	自校の課題」における「生徒指導に追われ
		るホームルーム担任」という課題で、在学生
		徒1名の在学学年、障害類型及び疾患名
1 4	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答) (千葉県立沼南高柳	地」における当該学校の通学路の敷地の貸主
	高等学校)	である個人の住所、氏名及び平成12年度の
		賃借料の金額
1 5	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答) (千葉県立成田西陵	地」における当該学校の建物の敷地の貸主で
	高等学校)	ある個人の氏名及び借受けの方法(賃借料の
		有無)並びに当該学校の実習地の貸主である
		個人の氏名及び賃借料の金額
1 6	学校調査について(回	23頁の「VI 学校外との関わり」のうち「1
	答) (千葉県立佐倉東高	
	等学校)	保護者との関わり(平成11年度)」、「(3)
		PTA活動の状況」における平成11年度
		に当該学校のPTAの研修委員会が校内研修
		会として「社会変化の中の進路選択」をテー
		マに開催した講演会の講師の氏名
1 7	学校調査について(回	17頁の「3 特色ある学校行事等」におけ
	答) (千葉県立銚子商業	る当該学校が平成10年度第2学期に校外か
	高等学校の定時制の課	ら講師を招いて「独唱と講演の夕べ」をテー
	程)	マに開催した講演会の講師の氏名
1 8	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答)(千葉県立松尾高等	地」における当該学校の排水管が埋設されて
	学校) 	いる敷地の貸主である個人の氏名及び平成1
1.0	☆ 持 3回 未)~ -) - ~ / □	1年度から平成15年度までの賃借料の金額
1 9	学校調査について(回	26頁の「 W その他学校の状況等」のうち 「 2
	答)(千葉県立成東高等	「3
	学校) 	特色ある学校づくりのために努力している
		こと」における当該学校が文武両道を実践した充業に欠いて関係した謙宗への課
		た卒業生を講師に招いて開催した講演会の講
		師の氏名

2 0	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答) (千葉県立東金高等	 地」における当該学校の通路の敷地の貸主で
	 学校の全日制の課程)	 ある個人の氏名及び平成12年度の賃借料の
		 金額並びに当該学校のテニスコートの敷地の
		貸主である個人の氏名及び平成12年度の賃
		借料の金額
2 1	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答)(千葉県立東金高等	地」における当該学校の通路の敷地の貸主で
	学校の定時制の課程)	ある個人の氏名及び平成12年度の賃借料の
		金額並びに当該学校のテニスコートの敷地の
		 貸主である個人の氏名及び平成12年度の賃
		借料の金額
2 2	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答)(千葉県立東金商業	地」における当該学校の校長校舎への進入路
	高等学校)	の敷地の貸主である個人の住所、氏名及び平
		成12年度の賃借料の金額
2 3	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答)(千葉県立山武農業	地」における当該学校の農業実習地の敷地の
	高等学校)	貸主である個人の住所、氏名及び平成12年
		度の賃借料の金額
2 4	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答) (千葉県立大多喜高	地」における当該学校のプール西側及び北側
	等学校)	の山林の敷地の貸主である個人の氏名及び平
		成8年度から12年度までの賃借料の金額
2 5	学校調査について(回	21頁の「3 特色ある学校行事等」におけ
	答) (千葉県立大多喜女	る当該学校が平成12年4月に実施した新入
	子高等学校)	生歓迎バーベキュー大会及び同年11月に生
		徒間の交流を深めるために実施した遠歩大会
		時の個人
		の肖像
2 6	学校調査について(回	27頁の「WI その他学校の状況等」のうち
	答) (千葉県立大原高等	Г6
	学校)	教育委員会への要望」における当該学校の
		英語科の教諭の氏名及び健康状態を示す休暇
		の状況
2 7	学校調査について(回	3頁の「2 校地、校舎等」のうち「(1) 校
	答)(千葉県立安房農業	地」における当該学校の演習林敷地の貸主で
	高等学校)	ある個人の氏名、賃借料の有無及び借上げの

		方法 (賃借料の算定の方法)
2 8	学校調査について(回	3-1頁における当該学校の分収林の貸主で
	答)(千葉県立君津青葉	ある個人の住所、氏名及び使用料の有無並び
	高等学校)	に排水管埋設用地の貸主である個人の住所、
		氏名及び使用料の金額
2 9	学校調査について(回	26頁の「4 地域とのかかわり」のうち「(2)
	答) (千葉県立市原園芸	ミニ集会の実施状況及び今後の開催予定」
	高等学校)	における当該学校が学校を開放するという趣
		旨で平成12年11月6日(月)に開催を予
		定していた講演会の講演者の氏名
3 0	学校調査について(回	23頁の「VI 学校外との関わり」のうち「1
	答) (千葉県立京葉高等	保護者との関わり(平成11年度)」、「(3)
	学校)	PTA活動の状況」における平成11年度に
		当該学校のPTAが開催した次に掲げる講演
		会の講師の氏名(下記2については職を含
		む。)
		1 5月15日定期総会・進路講演会
		「最近の入試動向と進学の心構え」
		2 7月7日及び8日関東地区高P連定期大
		会
		「野生動物とのふれあい」
		3 8月26日及び27日全国高P連大会
		「日本のこころ」
		4 11月20日PTA校内研修会
		「21世紀を生きる青少年たち」
		5 11月22日県高P連研究集会
		「津軽三味線と私の人生」
		6 2月5日市原地区高P連絡協議会
		「海外報道の視点ー世の中の事象は、そ
		の国の歴史観を持って見つめることから」